平成２２年（フ）第２９７５号
名古屋市天白区平針４丁目2801番地　メゾン・ド・リリーク301号
債務者　永沼　哲之
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６５号
兵庫県たつの市揖保川町養久102番地５
債務者　原　亮太郎
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第６６号
兵庫県たつの市揖保川町養久102番地５
債務者　軸原　良明
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第２１７号
福島県いわき市四倉町字東４丁目15番地
債務者　出羽めぐみ
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２７１０号
愛知県大府市長草町下田ノ松40番地の１
債務者　梅村　美保
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０６１号
名古屋市中村区元中村町２丁目41番地の１第５中村ハイツ303号
債務者　井戸　忠子
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０４号
広島県福山市芦田町大字福田2552番地、旧住所兵庫県姫路市飾磨区玉地32番地
債務者　坂井　　靖
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３３３号
広島県福山市城見町１丁目１番18号　コーポラス北川201、旧住所広島県福山市三吉町２丁目12番19号　前原アパート２Ｆ西側
債務者　中川　真弓
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２４４８号
横浜市中区末吉町３丁目61番地　伊勢佐木町レインボーマンション802号室
債務者　長島　広明
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８５５号
横浜市中区元町５丁目220番地の７
債務者　福田ふみ子
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２１９号
横浜市西区霞ケ丘105番地４　ヒルトップ霞ケ丘410号
債務者　高嶋　鈴代
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２２２号
横浜市戸塚区柏尾町1217番地１　コーポ益田Ｂ―102号
債務者　山下　　都（旧姓田浦）
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５３号
熊本県葦北郡芦北町大字小田浦４番地１
債務者　上村　法幸
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前11時　熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第３２１０号
横浜市泉区和泉町4734番地１　アグリシャトル406号
債務者　梅津　康祐
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２２１号
横浜市南区堀ノ内町２丁目145番地の４　太田方
債務者　佐倉　千惠
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２２４号
横浜市旭区上川井町241番地　田中２号
債務者　柳本　康文
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部